

佐賀県告示第百八十一号

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年四月一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加
西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加える。
- 二 西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第三条中「福岡市及び広島市」を「福岡市、広島市及び岡山市」に改める。

第六条中「委員二十人」を「委員二十一人」に改める。

第十七条第二項中「福岡県及び広島県」を「福岡県、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。